

公費負担（選挙公営）手続きに関する 書類の様式・契約書の見本等について

様式第 1 号（第 2 条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1 に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車 の借入				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手 の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」あつては借入期間を、「燃料代」にあつては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。（なお、2 の「契約内容」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）

様式第 2 号（第 2 条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

様式第 3 号（第 2 条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

次の自動車燃料代につき、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 住 所	
	(2) 氏名又は名称	
	(3) 法人の場合はその代表者の氏名	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号		
4 確認申請金額	円	
区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から山辺町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

次のビラ作成枚数につき、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2 契約の 相手方	(1) 住 所		
	(2) 氏名又は名称		
	(3) 法人の場合は その代表者の氏名		
3	確認申請枚数	枚	
	区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
	今回の枚数 (b)	枚	枚
	枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
	備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から山辺町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第 6 号（第 3 条関係）

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

山辺町選挙管理委員会
委員長 殿

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

次のポスター作成枚数につき、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2	契約の 相手方	(1) 住 所	
		(2) 氏名又は名称	
		(3) 法人の場合は その代表者の氏名	
3	確認申請枚数	枚	
	区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
	今回の枚数 (b)	枚	枚
	枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
	備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から山辺町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第 10 号（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

記

運送等契約区分 (該当する番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名				
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は山辺町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 4 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 5 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、山辺町に支払を請求することはできません。

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

記

燃料供給業者	住 所			
	氏名又は名称			
	法人の場合は その代表者の氏名			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が山辺町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第 1 2 号（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

記

運 転 手	住 所		
	氏 名		
雇用年月日	報酬の額	備 考	
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 5 の場合には、候補者の指定した運転手以外の運転手は、山辺町に支払を請求することはできません。

様式第 1 3 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

記

ビラ作成業者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
	法人の場合はその 代表者の氏名	
作 成 枚 数		枚
作 成 金 額		円
備 考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山辺町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数 山辺町議会議員選挙 1, 6 0 0 枚
山辺町長選挙 5, 0 0 0 枚
 - 限度額 (単価) 8 円 3 8 銭×確認された作成枚数

様式第 1 4 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
山辺町 選挙
候補者

記

ポスター作成業者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
	法人の場合はその代表者の氏名	
作 成 枚 数		枚
作 成 金 額		円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数		箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が山辺町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、山辺町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車の使用 請求書

年 月 日

山辺町長 殿

住 所
氏名又は名称
法人の場合はそ
の代表者の氏名

㊞

㊞

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 山辺町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協		
本・支店名	本・支店	本・支店コード	
預金種別	普通 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山辺町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙 1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者名 _____

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
年 月 日	円 × 台 = 円	円 × 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 台 = 円	円 × 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 台 = 円	円 × 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 台 = 円	円 × 台 = 円	円	
年 月 日	円 × 台 = 円	円 × 台 = 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者名 _____

(1) 自動車の借入

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認申請書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」(計)欄には、(A) の(計)欄又は (B) の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手の雇用

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラの作成 請求書

年 月 日

山辺町長 殿

住 所
氏名又は名称
法人の場合はそ
の代表者の氏名

㊞

㊞

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 山辺町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行・金庫・農協		
本・支店名	本・支店	本・支店コード	
預 金 種 別	普通 当座	口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山辺町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

別紙

ビラの作成 請求内訳書

候補者名

	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)
	円銭	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円

備考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(C) 欄と (F) 欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスターの作成 請求書

年 月 日

山辺町長 殿

住 所
氏名又は名称
法人の場合はそ
の代表者の氏名

㊞

㊞

山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 山辺町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行・金庫・農協		
本・支店名	本・支店	本・支店コード	
預 金 種 別	普通 当座	口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山辺町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したポスターの見本 1 枚を添付してください。

別紙

ポスターの作成 請求内訳書

候補者名

掲 示 場 の 数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)
箇 所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 掲示場の数の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用自動車運送契約書

山 辺 町 選 挙 候 補 者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、選挙運動のため
に使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円（内訳）1日 円× 日間
（消費税及び地方消費税を含む）
- 6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。
- 7 その他
甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
（1）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
（2）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
（3）乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲	山辺町	選挙候補者	
	氏 名		印
	住 所		
乙	住 所		
	名 称		
	代表者		印

選挙運動用自動車車輛貸借契約書

山辺町 選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、選挙運動のために
使用する自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号又は車両番号
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円（内訳）1日 円× 日間
（消費税及び地方消費税を含む）
- 6 使用上の義務等
甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。
- 8 その他
甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
（1）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
（2）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
（3）乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲	山辺町	選挙候補者	
	氏 名		印
	住 所		
乙	住 所		
	名 称		
	代表者		印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

山辺町 選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 供給場所 所在地
名 称

3 供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号又は車両番号

4 契約金額 単価 1 リットル当たり 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

（1）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

（2）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（3）乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 山辺町 選挙候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車運転契約書

山辺町 選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める
選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間
原則として、毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 _____円（1日につき _____円）
（消費税及び地方消費税を含む）

3 運転する車輛の登録番号又は車両番号 _____

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

5 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- （1）乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- （2）乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- （3）乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲 山辺町 選挙候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
氏 名 印

山辺町 選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
 _____（以下「乙」という。）は、印刷物の作成
 について、次のとおり契約を締結する。

- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
- なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
- ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

- 6 その他
- 甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

甲	山辺町 氏 名 住 所	選挙候補者	印
乙	住 所 名 称 代表者		印

選挙運動用ポスター作成契約書

山辺町 選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）
(内訳) 単価 円 銭× 枚
- 4 納入期限 令和 年 月 日

- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、山辺町議会議員及び山辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、山辺町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、山辺町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は山辺町には請求ができない。

- 6 その他
甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。
(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
(3) 乙がこの契約に違反したとき。

令和 年 月 日

甲	山辺町	選挙候補者	
	氏 名		印
	住 所		
乙	住 所		
	名 称		
	代表者		印